

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正について

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等については、国が定めた基準に沿って、地方公共団体が条例で定めることとされています。この度、国の基準を定めた省令等（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われたもののうち、国の基準を市の基準として適用しており条例の改正を伴わないものについて、国の基準の改正の内容を報告します。

2 関係条例

- (1) 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和7年呉市条例第5号）
- (2) 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第19号）
- (3) 呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第25号）
- (4) 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第20号）
- (5) 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第62号）
- (6) 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和7年呉市条例第21号）

3 国の基準の主な改正内容

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（通称「こども性暴力防止法」）が、令和8年12月25日から施行されます。

これに伴い、国の基準が改正され、保育所、認定こども園等の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（※1）に係る犯罪事実確認（※2）その他の必要な措置を講じなければならないこととされました。

保育所、認定こども園等の設置者は、児童対象性暴力等を防止するため、児童等に対する日常観察や面談・アンケートの実施、児童等からの相談体制の整備、児童等対象業務従事者に研修を受講させるなどの取組を行うほか、犯罪事実確認を行い、その結果、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、当該従事者を児童と接する業務に従事させないなどの措置を講じる必要があります（別紙参照）。

※ 1 児童等対象業務従事者

施設の長や保育士，児童指導員など，児童と継続的に接する従事者。事務職員や送迎バスの運転手など，職種の一部が対象になり得るものについては，各施設の設置者が，業務の実態に応じて，支配性・継続性・閉鎖性の三つの要件の判断基準に基づき判断・特定する。

※ 2 犯罪事実確認

国が交付する犯罪事実確認書により，その者が特定性犯罪事実該当者（刑法（明治40年法律第45号）第176条の不同意わいせつ等の特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者であつて，その刑の執行終了等の日から起算して20年を経過しないもの等に該当する者をいう。）であるか否かの確認をすること。

4 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため，国の基準をそのまま呉市の基準とします。

5 国の基準の改正の施行期日

令和8年12月25日

【参考資料】

別紙 こども性暴力防止法の施行について（こども家庭庁作成資料）の抜粋